

特定生産緑地（青梅市）の解除

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の6第1項の規定にもとづき、特定生産緑地を次のように解除する。

令和7年6月20日

青梅市長 大勢待 利 明

地区番号	位置	特定生産緑地の解除面積	公示日
165	藤橋2丁目地内	約1,420 m ²	令和7年6月20日
345	畑中2丁目地内	260 m ²	令和7年6月20日
510	新町5丁目地内	約1,210 m ²	令和7年6月20日
520	新町4丁目地内	約830 m ²	令和7年6月20日
528	藤橋3丁目地内	約2,580 m ²	令和7年6月20日
566	新町5丁目地内	約900 m ²	令和7年6月20日
568	新町5丁目地内	約730 m ²	令和7年6月20日

「区域は指定図表示のとおり」

以上